

意見書

平成 24 年 9 月 3 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいはりとりしまりやくしゃちやう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail :

TEL

FAX

「電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開示に関する件（平成 13 年総務省告示第 395 号）の一部を改正する告示案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「情報開示告示の一部改正案」について、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下のとおり、当社の考え方を申し述べます。

■今回の開示項目の追加について

情報開示告示の一部改正による光配線区画、及びコロケーションリソースに係る開示項目の追加については、ボトルネック設備利用の円滑化を図り公正競争環境の整備を進める観点から必要な措置と考えます。

そのような中、今回追加された開示項目に「収容局ごとのコロケーションリソースの空きが生ずる予定時期」が含まれておりますが、コロケーション設備の設置にあたり接続事業者が一層の予見可能性を確保するためには、合わせて「どの程度の空きリソースが生じる予定か(A～Cランクにて表示を想定)」についても開示対象とすべきと考えます。

■NGN内部を構成するルータ等の情報開示について

情報開示告示においては、接続事業者が時宜を失することなく自網における対応の検討を可能とする観点から、NGN内部を構成するルータ等の設備に関する情報が対象に含まれているところです。

しかしながら、これまでNGNでは以下の事例等に見られるように、NTT独自仕様が実装されていることや機器仕様が明確になっていないことによって、接続事業者が要望する接続形態の議論が円滑に進展しないことや、利用者のサービス利便性に影響を与えといった問題が発生しており、現行の情報開示告示だけでは十分な効果が期待できない状況にあると考えます。

(1) 加入光ファイバ分岐単位接続

昨年度末の接続委員会で「GC接続類似機能」や「ファイバシェアリング」等の接続形態の実現性が議論されたが、収容ルータや集約スイッチ等の技術仕様や設備構成に、汎用技術が利用されているにも拘らず一部未開示のNTT独自仕様が実装されており、明確な結論を得ることが出来なかった。

(2) フォールバック問題

NGNにおいてはIP v 6による広域閉域網が構築されているため、IP v 6によるインターネット利用に影響を及ぼし、結果的に利用者やISPにも大きな影響が出ている。

今後の「IP v 6の普及促進」や、「NTT東西殿による光サービスの集約（Bフレッツ・光プレミアムから光ネクストへのマイグレーション）」、「音声通信におけるIP網同士の接続の進展」等により、NGNとの接続の重要性が一層高まることを踏まえれば、上記のようなNTT独自仕様並びに調達機器を起因とした課題を解決するために、以下の通

り情報開示告示を見直し、設備・機能の仕様が接続を十分に考慮したものか検証可能とすべきと考えます。

<情報開示告示における見直し内容>

○機能・設備が接続を考慮した仕様であるかを開発前に把握可能とするために、現行「提供予定時期の90日前」となっている情報開示の期限を「仕様の確定前」に変更すべき。

○「NGNのサービス仕様を把握するためには、機能・設備の一部仕様に限らず、設備構成等含めた全体的な情報開示が必要である点」や、「案件毎に、接続事業者が必要とする情報は異なる点」を鑑みて、情報開示対象の機能・装置・開示項目は、都度接続事業者からの意見・要望を踏まえて追加可能とすべき。

なお、接続委員会における「GC接続類似機能」や「ファイバシェアリング」等の接続形態の議論を踏まえて、今後NGNにおいて新たな設備を調達する際には、アンバンドルを前提とした技術仕様の確認をして頂く必要があると考えます。

以上